

○下水道処理施設維持管理業務に関する実務経験

(下水道の終末処置場の維持管理に係る管理業務として認められるものの事例)

(1) 処理場全体

- 1) 処理場施設運転管理業務の計画作成及び実施
- 2) 水質管理並びに改善データの整理及び解析
- 3) 電気設備又は機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く）
- 4) 処理場施設の試運転及び運転指導

(2) 水処理施設

- 1) 水処理施設運転管理業務の計画作成及び実施
- 2) 水処理施設の運転操作、保守点検、運転状況の記録等
- 3) 最初沈殿池、最終沈殿池及び消毒施設の運転操作
- 4) エアレーションタンクの運転操作及び水質管理
- 5) 水処理に係る電気設備又は機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く）
- 6) 水質試験並びにデータの整理及び解析
(処理水の放流先公共用水域の水質管理を除く)

(3) 汚泥処理施設

- 1) 汚泥処理施設運転管理の計画作成及び実施
- 2) 汚泥処理施設の運転操作、保守点検、運転状況の記録等
- 3) 汚泥濃縮タンク、汚泥消化タンク及び汚泥洗浄タンクの運転操作
- 4) 汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の運転操作
- 5) 汚泥処理に係る電気設備又は機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く）
- 6) 汚泥試験並びにデータの整理及び操作
- 7) 汚泥処理施設の各機器の試運転及び運転指導

(4) ポンプ施設

- 1) ポンプ施設運転管理業務の計画作成及び実施
- 2) 沈砂池及びポンプの運転操作、保守点検、運転状況の記録等
- 3) 揚水に係る電気施設及び機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く）
- 4) ポンプ施設の各機器の試運転及び運転指導

(5) 高度処理施設

- (2) と (3) に準ずるもの

実験プラント及び下水道へ流入させるための処理施設(前処理施設)に係るものは含まれない。

実務経験として認められないものとして、単なる処理場内の清掃、汚泥等の運搬、各設備・機器の定期点検等がある。

なお、試運転及び運転指導の実務経験とみなされる期間は、通常、3箇月程度が限度で行われているので、単体の設備・機器に係るものではなく、処理システム全体(水処理施設又は汚泥処理施設全体)の場合のみ、この範囲を限度として実際に従事した期間とする。